社会福祉法人　福音福祉会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
5	未実施	―	―	―
6	実地	基本財産について 　次の土地については、定款第２９条第２項第７号で基本財産としているが、財産目録及び固定資産管理台帳ではその他の固定資産となっている。定款、財産目録及び固定資産管理台帳が一致するよう修正すること。 ・合志市豊岡字宮本３１２番１１所在の土地 【会計基準省令第３１条、法人定款第２９条第２項】	令和6年度決算時に定款に即した形で修正致します。具体的には、貸借対照表のその他の固定資産の土地から基本財産の土地に修正し、固定資産管理台帳、財産目録も上記に合わせて表記を改めます。	R6.10
7	未実施	―	―	―

「実地」･･･実地による監査を実施
「書面」･･･書面による監査を実施
「未実施」･･･監査の周期（3～5年に1回実施）に該当しない年度
「延期」･･･特別な事情により延期した場合
「中止」･･･災害等により延期